

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
令和4年2月18日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
BRJ株式会社
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を有償、もしくは無償で付与し、利用者の走行データ等をGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
 - ①東京都墨田区
 - ②東京都江東区
 - ③東京都立川市
 - ④東京都昭島市
 - ⑤東京都小平市
 - ⑥東京都国分寺市
 - ⑦東京都国立市
 - ⑧東京都東大和市
 - ⑨東京都武蔵村山市
 - ⑩埼玉県所沢市
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への

報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

(ア) 長さ 140センチメートル

(イ) 幅 80センチメートル

(ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

令和3年10月～令和4年7月

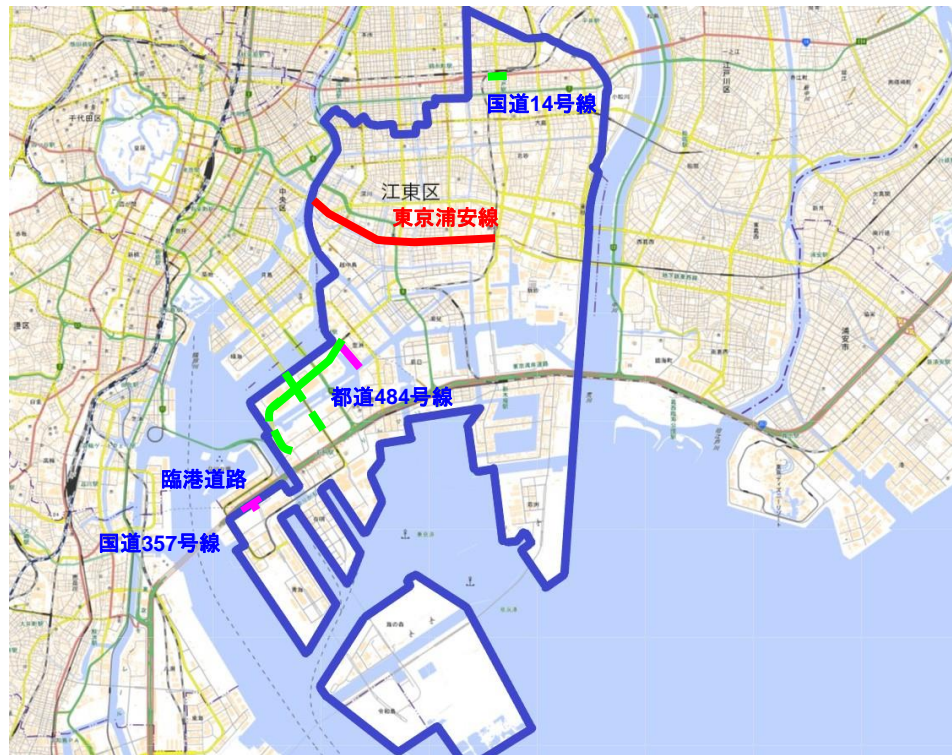
墨田区 全域で実施予定



- 実証エリア：青枠
- 特例対象外区間：赤線
 - 国道14号線 (京葉道路)
 - 東京都墨田区両国1丁目11番 (中央区境) ~ 東京都墨田区緑3丁目11番 (緑三丁目交差点は特例対象外区間に含まない)
- 普通自転車専用通行帯：ピンク線
 - 都道120号線
 - 東京都墨田区東墨田2丁目19番17号先 ~ 東京都墨田区東墨田3丁目2番12号先
 - 曳舟川通り
 - 東京都墨田区八広5丁目12番13号 ~ 東京都墨田区押上2丁目1番1号先
 - はなみずき通り
 - 東京都墨田区八広2丁目52番17号先 ~ 東京都墨田区八広4丁目37番6号先
 - 国道6号線
 - 東京都墨田区東向島2丁目36番10号 ~ 東京都墨田区向島4丁目2番1号先
 - 蔵前橋通り
 - 東京都墨田区横綱2丁目蔵前橋上(中央区境) ~ 東京都墨田区横綱2丁目6番1号先
 - 区役所通り
 - 東京都墨田区亀沢2丁目11番16号先 ~ 東京都墨田区吾妻橋1丁目6番5号先
- 自転車道：対象なし

※2021年12月28日 現在 今後変更の可能性あり
 出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
 ・地理院地図 (電子国土Web) を加工して作成

江東区 全域で実施予定



- 実証エリア：青枠
- 特例対象外区間：赤線
 - 東京浦安線
 - 東京都江東区永代1丁目1番 (中央区境) ~ 東京都江東区南砂2丁目38番 (日曹橋交差点は特例対象外区間に含まない)
- 普通自転車専用通行帯：ピンク線
 - 市区町村道
 - 東京都江東区豊洲5丁目3番5号先 ~ 東京都江東区豊洲6丁目6番10号先
 - 臨港道路
 - 東京都江東区青海1丁目2番先 ~ 東京都江東区青海1丁目2番先
 - 国道357号線
 - 東京都江東区青海1丁目2番9号先 ~ 東京都江東区青海1丁目1番10号先
- 自転車道：黄緑線
 - 国道14号線 (京葉道路)
 - 東京都江東区亀戸1丁目41番先 ~ 東京都江東区亀戸6丁目58番先
 - 都道484号線 (豊洲有明線) ※富士見橋上は除く
 - 東京都江東区豊洲2丁目3番先 ~ 東京都江東区有明1丁目6番先
 - 都道484号線 (環二通り) ※有明北橋上は除く
 - 東京都江東区豊洲6丁目4番先 ~ 東京都江東区有明1丁目3番先

※2021年12月28日 現在 今後変更の可能性あり
 出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
 ・地理院地図 (電子国土Web) を加工して作成

立川市全域で実施予定



- 実証エリア：青枠
- 普通自転車専用通行帯：ピンク線
 - 一般都道
 - 立川市曙町1丁目34番先～立川市富士見町1丁目36番先
- 特例対象外区間：対象なし
- 自転車道：対象なし

※2021年9月2日 現在 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

昭島市 全域で実施予定



- 実証エリア：青枠
- 特例対象外区間：赤線
 - 国道16号線
 - 東京都昭島市田中町4丁目3番 (八王子市境) ~ 東京都昭島市田中町2丁目28番 (堂方上交差点は特例対象外区間に含まない)
- 普通自転車専用通行帯：ピンク線
 - 区市町村道
 - 東京都昭島市もくせいの社1丁目4番先南東側 ~ 東京都昭島市もくせいの社1丁目4番北東角
 - 立川昭島線 (都道)
 - 東京都昭島市もくせいの社3丁目1番先 ~ 東京都昭島市もくせいの社1丁目3番先北角
 - 区市町村道
 - 東京都昭島市もくせいの社1丁目3番先南西角 ~ 東京都昭島市もくせいの社1丁目3番先南東角
- 自転車道：黄緑枠
 - 立川昭島線 (都道)
 - 東京都昭島市もくせいの社2丁目2番先 ~ 東京都昭島市もくせいの社1丁目3番先
 - 立川昭島線 (都道)
 - 東京都昭島市もくせいの社1丁目2番北西先 ~ 東京都昭島市もくせいの社1丁目2番北東先

※2021年12月28日 現在 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)

・地理院地図 (電子国土Web) を加工して作成

小平市 全域で実施予定

あかしあ通り

- 実証エリア：青枠
- 特例対象外区間：対象なし
- 普通自転車専用通行帯：ピンク線
 - あかしあ通り (区市町村道)
 - 東京都小平市美園町1丁目15番6号先 ~ 東京都小平市仲町213番1号先
- 自転車道：対象なし

